

国立大学法人長崎大学と雲仙市との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と雲仙市（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、雲仙市域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- （1）地域の活力を育む人材の育成に関する事
- （2）地域産業・経済の振興やまちづくりに関する事
- （3）地域における子育てや教育に関する事
- （4）地域の医療や市民生活の向上に関する事
- （5）前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携・協力事項を推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第4条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年 8月 12日

国立大学法人長崎大学長

片 峰 茂

雲 仙 市 長

金澤秀三郎



国立大学法人長崎大学と島原市との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と島原市（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、島原市域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- （1）地域の活力を育む人材の育成に関する事
- （2）地域産業・経済の振興やまちづくりに関する事
- （3）地域における子育てや教育に関する事
- （4）地域の医療や市民生活の向上に関する事
- （5）前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携・協力事項を推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第4条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義の決定）

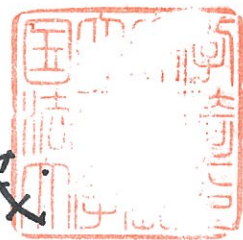
第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年 8月 12日

国立大学法人長崎大学長

片峰 茂



島原市長

古川隆三郎



国立大学法人長崎大学と南島原市との包括連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学と南島原市（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携・協力により、南島原市域における様々な課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について、連携し、協力する。

- （1）地域の活力を育む人材の育成に関する事
- （2）地域産業・経済の振興やまちづくりに関する事
- （3）地域における子育てや教育に関する事
- （4）地域の医療や市民生活の向上に関する事
- （5）前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 前条の連携・協力事項を推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議に関する事項は、両者が協議の上、別に定める。

（守秘義務）

第4条 両者は、この協定に基づく活動により相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

平成27年 8月 12日

国立大学法人長崎大学長

南島原市長

片峰 茂
松本政博

